

2018年4月18日

各 位

会社名 いちご株式会社
代表者 代表執行役会長 スコット キャロン
(コード番号 2337 東証第一部)
問合せ先 常務執行役管理本部長 吉松 健行
(電話番号 03-3502-4818)
www.ichigo.gr.jp

定款一部変更のお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2018年5月27日開催予定の当社定時株主総会に定款の一部変更に関する議案を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

当社は、会社法第460条第1項に基づき、社外取締役が取締役会の過半を占める指名委員会等設置会社として、剰余金の配当等に関する決定を取締役会のみの特権としておりますが、株主の権利の拡充を図るため、剰余金の配当等の決定は、取締役会のみではなく、株主総会においても決定できるよう、規定の変更を行うものです。

2. 定款変更の内容

変更の内容は以下のとおりです。(下線部は変更部分を示します。)

| 現行定款 | 変更案 |
|--|---|
| (剰余金配当等の決定機関) 第39条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、 <u>株主総会の決議によらず</u> 取締役会の決議によって定める。 | (剰余金配当等の決定機関) 第39条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定める <u>ことができる</u> 。 |

3. 日程

- (1) 取締役会決議日 2018年4月18日(本日)
- (2) 定時株主総会決議日 2018年5月27日(予定)
- (3) 効力発生日 2018年5月27日(予定)

以 上